

《多胎妊婦健康診査費用の償還払方法について》

多胎妊娠は身体への負担が大きいため、より多くの健康診査が必要となる場合があります。妊婦一般健康診査(14回分)以外にも妊婦健康診査を受診された場合は、費用の一部を西海市が助成しますので、西海市へ費用の請求を行ってください。

【申請方法】

☆必要書類：☐検査結果の写し(母子健康手帳の健診記録の写し)

☐領収書の写し

☐西海市多胎妊婦健康診査費用支給申請書兼請求書(別紙)

※申請者は妊婦(産婦)です。

※振込口座は申請者本人名義のものとしてください。

☆提出期限：健康診査を受診した日から妊娠終了後1年以内

☆提出場所：西海市役所こども健康課、市民課および各総合支所

☆支給額：◎1回の受診あたり5,000円を上限額とし、申請者が現に支払った額です。

◎1回の妊娠で、最大5回まで助成します。

☆その他：費用の助成ができるのは、健康診査にかかった費用のみです。処置や治療などの費用は助成できませんので、ご注意ください。

※健康診査受診当日は、受診にかかった費用を病院窓口でお支払いください。



～問い合わせ先～
西海市こども健康課生涯健やか班
TEL 0959-37-0067